

移動支援 ※市町村によって異なります。

(伊万里市の場合)

移動支援サービス	身体介護あり		身体介護なし	
	サービス給付額	自己負担額(1割)	サービス給付額	自己負担額(1割)
30分未満	¥2,300	¥230	¥800	¥80
30分～1時間未満	¥4,000	¥400	¥1,500	¥150
1時間～1.5時間未満	¥5,800	¥580	¥2,250	¥225
1.5時間～2時間未満	¥6,550	¥655	¥2,950	¥295
2時間～2.5時間未満	¥7,300	¥730	¥3,650	¥365
2.5時間～3時間未満	¥8,050	¥805	¥4,350	¥435
3時間～3.5時間未満	¥8,750	¥875	¥5,050	¥505
3.5時間～4時間未満	¥9,450	¥945	¥5,750	¥575
4時間～4.5時間未満	¥10,150	¥1,015	¥6,450	¥645
4.5時間～5時間未満	¥10,850	¥1,085	¥7,150	¥715
5時間～5.5時間	¥11,150	¥1,155	¥7,850	¥785
5.5時間～6時間未満	¥12,250	¥1,225	¥8,550	¥855
6時間～6.5時間未満	¥12,950	¥1,295	¥9,250	¥925
6.5時間～7時間未満	¥13,650	¥1,365	¥9,950	¥995
7時間～7.5時間未満	¥14,350	¥1,435	¥10,650	¥1,065
7.5時間～8時間未満	¥15,050	¥1,505	¥11,350	¥1,135

各種加算

○特定事業所加算

以下条件に合致した場合、それぞれ加算する。

項目	加算割合
特定事業所加算Ⅰ	20%
特定事業所加算Ⅱ	10%
特定事業所加算Ⅲ	10%
特定事業所加算Ⅳ	5%

○初回加算

新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した居宅介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら居宅介護を行う場合又は他の訪問介護員等が居宅介護を行う際に同行訪問した場合に加算。

加算名	加算額	自己負担額
初回加算	月 2,000円	月 200円

○緊急時対応加算

居宅介護計画に位置づけられていない居宅介護（身体介護が中心である場合及び通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合に限る。）を、利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護計画等の変更を行い、従業者が緊急に行った場合について、利用者1人につき、1月に2回を限度として、1回につき100単位を加算。

なお、地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算。

加算名	加算額	自己負担額
緊急時対応加算	1,000円	100円

○特別地域加算

厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対してサービスを提供した場合、所定の単価の15パーセントが加算。

加算名	加算割合	適用
特別地域加算	15%	給付費の15%を加算

○喀痰吸引等支援体制加算

特定事業所加算（Ⅰ）を算定していない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。※（利用者1人1日当たり）

加算名	加算額	自己負担額
喀痰吸引等支援体制加算	1,000円	100円

○福祉・介護職員処遇改善加算

厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護事業所が、利用者に対し、指定居宅介護を行った場合に、以下加算。

加算名	加算額		自己負担額
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	居宅介護	41.7%	左記金額の1割
	重度訪問介護	34.3%	
	同行援護	41.7%	
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	居宅介護	40.2%	左記金額の1割
	重度訪問介護	32.8%	
	同行援護	40.2%	
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	居宅介護	34.7%	左記金額の1割
	重度訪問介護	27.3%	
	同行援護	34.7%	
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	居宅介護	27.3%	左記金額の1割
	重度訪問介護	21.9%	
	同行援護	27.3%	

各種減算

○虐待防止措置未実施減算

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置に適切に実施するための担当者を置くこと。

○身体拘束廃止未実施減算

以下の措置を行っていない場合、所定単位数の1%を減算。

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

○業務継続計画未策定減算

以下の基準に適用していない場合、所定単位数の1%を減算

- ・感染症や非常災害の発生時に置いて、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定すること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

○情報公表未報告減算

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の5%を減算。

その他ご不明な点がございましたらお気軽にお尋ねください。